

# **知的財産戦略について**

## **— 大学等の知的財産活動の推進を中心に —**

**平成 19 年 5 月 18 日**  
**総合科学技術会議**

## 目次

はじめに.....	2
<b>I. 知的財産を活用したイノベーションの創出.....</b>	<b>4</b>
1. 優れた知的財産の創出を促進する .....	5
2. 知的財産を事業に活用する .....	6
3. 特許情報を活用する .....	7
4. 國際的な取組を強化する .....	8
<b>II. 大学等の知的財産体制や実務の充実.....</b>	<b>10</b>
1. 大学等の体制整備を促進する.....	11
2. 大学等の知的財産活動を支援する .....	11
3. 大学等の知的財産実務を円滑化する .....	12
4. ソフトウェア等の活用を促進する .....	13
5. 知的財産人材を育成する .....	14
<b>III. ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用.....</b>	<b>15</b>
1. 研究における特許の使用を円滑化する .....	15
2. 大学等の体制の強化と人材の育成・確保を図る.....	16
3. 有体物の円滑な管理を促進する .....	17
4. 特許の審査基準を明確化する.....	17
5. 微生物等の寄託制度の運用を円滑化する .....	18

## はじめに

人口減少下で持続的な成長を達成していくためには、イノベーションの創出が必要不可欠である。その中核となる革新的な技術を創造し、その事業化により社会に還元していくためには、知的財産の創造・保護・活用からなるいわゆる「知的創造サイクル」を加速していくことが大きな課題であり、これがわが国の国際競争力の命運を握っていると言っても過言ではない。

第3期科学技術基本計画においても、わが国の科学技術の振興、国際競争力の強化に向けて、大学等における知的財産体制の整備、基本特許の取得・活用、知的財産による地域の振興など、知的財産に関する施策の推進を掲げており、大学等にはイノベーション創出の原動力としての期待が高まっている。

大学等は、民間では扱いにくい基盤となる技術が創出される「知」の拠点であり、そこからは長期的に価値を生じる基本特許等が生み出される。イノベーションの創出のためには、こうした優れた知的財産を、権利取得にとどまらず、企業との連携等により実用化し活用していくことが不可欠であり、また、その際には国内のみならず国際的な視点に立った知的財産戦略の展開を図る必要がある。

大学では、これまでの取組みにより、知的財産に関する体制やルール策定などの基盤整備が進み、共同研究や受託研究が増加し、大学からの特許出願件数やライセンス件数も増加した。しかし、国際的な产学研官連携や基本特許の国際的な権利取得など、知的財産の活用や国際展開等に関しより戦略性が求められる状況にあり、また、ライフサイエンス等分野の特性に配慮した知的財産戦略など、多くの課題が残されている。

このため、総合科学技術会議では、知的財産戦略専門調査会において、大学等の知的財産活動の推進を中心的な課題として、本年2月か

ら計5回にわたり集中的な検討を行った。また、同専門調査会の下で昨年9月から「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチーム」を開催し、この分野での知的財産の保護・活用等に関する課題についても検討を行った。

こうした検討の結果を踏まえて、総合科学技術会議は、下記Ⅰ～Ⅲに掲げる事項に関する具体的施策を提言する。

- Ⅰ. 知的財産を活用したイノベーションの創出
- Ⅱ. 大学等の知的財産体制や実務の充実
- Ⅲ. ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用

なお、これまでの取組みを俯瞰すると、知的財産の創造・保護に比べ、イノベーションにつなぐための知的財産の活用に関する取組みはまだまだ弱いのが現状である。研究成果の社会還元という大学の使命を踏まえつつ、大学の知的財産の活用や、将来的に大学が自立的・効率的に知的財産活動に取り組んでいくという視点から見た場合の諸課題についても今後検討を進める必要がある。

また、今回の提言では、大学等の知的財産活動の推進を中心的課題として検討を行ったが、今後、科学技術外交の推進に伴い、これらに対応した国際的な知的財産戦略が重要な課題となることを付言する。

総合科学技術会議としては、今回の提言が知的財産戦略本部により策定される知的財産推進計画2007に反映されることを期待するとともに、関係府省が提言の実現に向けて一丸となって取り組むことを要請する。

# I. 知的財産を活用したイノベーションの創出

## (基本認識)

大学等による研究成果には、将来的に基本特許につながる可能性がある発明が含まれており、こうした研究成果を社会において事業化しイノベーションにつなげていくためには、知的財産戦略が重要な役割を担っている。

また、イノベーションの創出のためには、国内にとどまらず、国際的な視点に立った知的財産戦略を展開することが重要である。国際的な産学官連携体制や特許制度の調和など、国際的な知的財産活動を支える基盤作りを進めるとともに、今後一層重要性を増す国際標準化活動についても、官民一体となった国際標準の獲得やそのための人材育成等を進めていく必要がある。

知的財産は保護するだけでなく活用されてこそ価値がある。大学等では特許出願件数は増加したが、今後はその活用が大きな課題である。紛争対応も含め、知的財産を国内外で実用化し活用するには、企業との連携等を進めるとともに、活用までを念頭に置いた知的財産マネジメント等が求められる。また、イノベーションの創出過程は個々の技術や分野等により多様であり、今後は、成功事例につながるより戦略的な知的財産の管理・活用を促していくとともに、分野の特性に配慮した知的財産戦略を進める必要がある。

こうした知的財産活動を進めるには、研究段階での先行特許調査、出願段階での発明評価や海外出願の選択、権利段階でのライセンス戦略など、様々な段階での専門的な判断が不可欠であり、大学等の自主的な取組みに対する必要な費用面での支援や、知的財産人材の育成、研究者等が利用しやすい特許情報の提供等を一層進める必要がある。

こうした認識に基づき、知的財産を活用したイノベーションの創出につなげるため、以下の施策を講ずることとする。

## 1. 優れた知的財産の創出を促進する

- ①平成19年度から関係府省の協力を得て、科学技術基本計画で定めた重点推進分野等、知的財産に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知的財産の権利者、利用者等関係者の状況を踏まえ、知的財産の創造・保護・活用に関する現状や課題及びその対応策等を整理した分野別の知的財産戦略を策定する。（知的財産戦略本部、総合科学技術会議、関係府省）
- ②平成19年度から、事業化を目指した競争的資金による研究開発等において、基本特許の国際的な取得等に必要な費用をあらかじめ確保することを促すとともに、競争的資金の審査において知的財産戦略や国際標準化戦略を考慮することを制度の趣旨に照らして検討することなどにより、知的財産の戦略的取得・活用を促進する。（文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省）
- ③平成19年度から、各種研究開発事業等により生み出された大学等の優れた研究成果について、知的財産等に関する専門能力を活用した応用・発展性に係る評価分析の支援等を行うことにより、切れ目なく研究開発を発展させ実用化につなぐ仕組みの構築を推進する。（文部科学省、関係府省）
- ④平成19年度中に、研究開発の成果である知的財産が、社会・市場においてどのように貢献しているかを計測するための手法や指標について調査研究を行い、公的研究機関における知的財産の適正な評価の普及を促す。（経済産業省、関係府省）
- ⑤大学等の基礎研究で生み出される優れた知的財産をイノベーションに効果的につなげていくため、平成19年度も、産学官が戦略的・組織的な連携により研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等を推進する。（文部科学省）

⑥事業ニーズの視点を科学まで遡らせ、異分野融合を図る研究を進めることにより、優れた技術シーズの実用化・事業化が効果的に実現されるよう、平成19年度から、大学と企業の双方向から見て波及効果が大きい研究開発や異分野の融合を図る研究開発を選定し、产学協同の研究開発を支援する。（経済産業省）

⑦農林水産省知的財産戦略（平成19年3月策定）に基づき、平成19年度から、戦略的な遺伝子特許の取得による和牛の効果的な育種改良やゲノム科学の新品種育成への応用等により、知的財産を活用した研究開発を推進する。（農林水産省）

## 2. 知的財産を事業に活用する

①平成19年通常国会において改正された産業活力再生特別措置法に基づき、平成19年度から「技術活用事業革新計画」の策定を促進し、他の事業者や大学の技術、ノウハウ、知的財産の活用により事業を革新し生産性向上を図る事業者を支援する。（経済産業省）

②平成19年度から、協力可能な国の公的研究機関や民間企業等に広く呼びかけ、これらが所有する知的財産を事業化に必要な群として構成し、民間企業のニーズや戦略とのマッチングが図られるよう、产学研官の交流の場を設ける。（農林水産省、経済産業省、関係府省）

③平成19年度から、知的資産経営の一環として、戦略的な知的財産の創出、権利化、事業化、ライセンス、国際標準化等の知的財産マネジメントが行われるよう、大学・民間企業等の研究者等や民間企業に対してそれぞれ必要な支援を行う。（経済産業省）

④国の委託研究により得られた特許権等に関する日本版バイ・ドール規定の適用や活用状況を平成19年度以降調査し、特許権等の活用

を促進する。また、平成19年通常国会において改正された産業技術力強化法により、対象がソフトウェア開発の請負にも拡大したことと踏まえ、国からのソフトウェア開発の請負により得られた特許権・プログラム著作権等に関する日本版バイ・ドール規定について普及を促進する。（経済産業省）

⑤平成19年度も引き続き、产学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援等、成長力のある大学発ベンチャーの育成に資する事業を推進する。また、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。（文部科学省、経済産業省、関係府省）

⑥イノベーションの主要な担い手として期待されている大学発ベンチャーやベンチャー企業の持続的発展に向け、平成19年度中に、技術面や人材面、販路面、資金面の現状や課題を把握し、リスクの高い又は独創的な研究開発への支援、人材の育成や専門家等の派遣、製品の信頼性評価等について検討し、必要に応じ支援策を講じる。（文部科学省、経済産業省）

### 3. 特許情報を活用する

①平成19年3月から運用を開始した特許・論文情報統合検索システムについて、平成19年度以降、その運用状況や研究者のニーズ等を把握し、利便性の向上等のための開発を行う等、必要な措置を講ずる。（文部科学省、経済産業省）

②大学等の研究現場での特許情報の利用を促進するため、大学等での使用や機能向上が容易にできるよう工夫された特許情報検索ソフトとその活用手引きを、平成19年度に、工業所有権情報・研修館から大学等に無料で広く提供する。また、当該検索ソフトを研究者が機能向上したものを相互に公表する場を設け、改善された検索ソフトの広範な利用を促進する。（経済産業省）

- ③平成19年度以降、現在大学等に限って提供されている特許情報の固定URLサービス<sup>(注1)</sup>について、要求されるシステム性能等に関する実証調査を行った後に、その提供範囲を一般にも順次拡大する。（経済産業省）
- ④科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心 にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査について、平成19年度中に、これまでの調査の利用の状況や課題等を把握し、大学等における利用を促進するために必要な方策を講ずる。（経済産業省）
- ⑤研究テーマの選定等、研究で使用するための使いやすいパテントマップ<sup>(注2)</sup>作成のためのソフトを平成19年度中に開発し、大学等に 提供する。また、パテントマップを使えるように開発したe-ラーニングソフトを普及する。（経済産業省、関係府省）

#### 4. 国際的な取組を強化する

- ①平成18年12月に策定された「国際標準総合戦略」を、平成19年度も产学研官を挙げて確実に実行する。その中で、ISO、ITU等のデジュール標準化活動<sup>(注3)</sup>の強化を図るとともに、フォーラムやデファクト標準<sup>(注4)</sup>を含む多様な国際標準化スキームの戦略的活用、研究開発・知的財産戦略と一体的な標準化の取組みを促進する。また、産業界による国際標準化活動に関するアクション・プランの策定を促す。（総務省、経済産業省、関係府省）
- ②平成19年度から、研修や大学での教育を通じた標準化人材の育成を強化する。また、国際標準化活動における国の表彰制度や民間の経験者が活躍できる環境の整備など、産業界や各企業等の標準化に係る人材の確保・育成を促す仕組みを強化するとともに、産業界や

大学・学会、公的研究機関に対して、国際標準化に取り組む人材を適切に評価・待遇するよう促す。（総務省、経済産業省、関係府省）

- ③国際的な产学官の知的財産活動が円滑に行われるよう、平成19年度から、海外大学等の知的財産や产学官連携に関する情報交換を行うネットワーク作りを促すとともに、そこで得られた情報の利用・普及を図る。（文部科学省、関係府省）
- ④インターネットを介した国際間での研究活動において、発明者や発明地の特定など権利の取扱い等に関し問題となる事例について、平成19年度に調査を行い、必要に応じ措置を講じる。（経済産業省）

（注1） 固定URLサービス

特許電子図書館の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービス

（注2） パテントマップ

特許情報を特定の利用目的に応じて収集・整理・分析・加工し、図面、グラフ、表などで表現したもの

（注3） デジュール標準

公的標準。公的で明文化され公開された手続きによって作成された標準。

（注4） フォーラム標準

関心のある企業等が集まってフォーラムを結成して作成した標準。

デファクト標準

事実上の標準。個別企業等の標準が、市場の取捨選択・淘汰によって市場で支配的となったもの。

## II. 大学等の知的財産体制や実務の充実

### (基本認識)

大学は、民間では扱いにくいが長期的に価値を生じる基本特許等を生み出す「知」の創出拠点であり、優れた知的財産を創出し、より効率的・効果的に社会に還元していくことが大学等の知的財産活動における最も重要な課題である。

平成15年度からの大学知的財産本部整備事業により、大学では、機関一元管理の体制や知的財産ルールの策定など知的財産に関する整備が進み、知的財産本部は产学官連携を支える組織として重要な役割を担いつつある。また、一部の大学では、知的財産の権利化やライセンスのみならず、共同研究や事業化支援、人材育成、技術指導等、多面的な产学官連携活動を行う体制へと移行する動きも見られる。

今後は、こうした大学の役割や動向を踏まえつつ、知的財産活動が失速することなく知的財産戦略が十全に展開されるよう、その主体的かつ多様な取組みを引き続き支援していく必要がある。同様に、大学と技術移転機関（ＴＬＯ）の一体化や連携強化も進みつつあり、こうした動きも併せて促していくことが必要である。

その際には、大学等の規模、研究分野、地域等の多様な特性等を踏まえ、国内のみならず国際的な产学官連携に対応するため、1) モデルとなる大学において国際競争力のある知的財産の創出等を図るための产学官連携体制の整備、2) 知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動を支えるための大学間の連携や大学とＴＬＯの連携等の多様な取組みを促進する。

また、大学等には特許以外にもソフトウェア、有体物等の知的財産管理・活用や大学発ベンチャーの育成など様々な課題が残されており、これら課題に対応した大学実務の充実等にも引き続き取り組む。

こうした認識に基づき、大学等の知的財産体制や実務の充実を図るために、以下の施策を講ずることとする。

## 1. 大学等の体制整備を促進する

- ①大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知的財産人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う产学官連携体制を整備し知的財産戦略が十全に展開されるよう、平成20年度以降も引き続き、知的財産の創出・管理・活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組みを促進する。（文部科学省）
- ②大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、平成19年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、产学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知的財産体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な产学官連携活動や地域企業の产学官連携活動を支えるための、大学と地域の連携、国公私立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組みの普及等の多様な取組みを促進する。（文部科学省、経済産業省）
- ③上記②に示す大学等やTLOの自主的な取組みを促進するため、参考となる事例に関する情報を収集し広く周知する。（文部科学省、経済産業省、関係府省）

## 2. 大学等の知的財産活動を支援する

- ①基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に進めるため、科学技術振興機構（JST）が大学やTLOの海外特許出願経費を支援するにあたっては、平成19年度から、JSTによる調査に加え、申請する大学等による事前調査や公的費用の一部自己負担を求め、より特許の質を重視した重点的支援を行う。その上で、平成20年

度にこれら権利取得のための取組みを促進する。（文部科学省）

②科学技術振興機構（ＪＳＴ）に設置した紛争解決相談窓口が、知的財産権の紛争が生じた大学等に対し行う支援の内容（事態を明確化するために必要な調査や弁護士や弁理士等の専門家への相談支援等）を、平成19年度に大学等に広く周知する。（文部科学省）

③地域の大学等の知的財産活動や地域企業との産学官連携を促進するため、先進的な大学の取組みを全国の大学に普及するとともに、地域の知の拠点再生を担当するコーディネーターや知的財産アドバイザーなど、地域に配属された専門家の情報公開を平成19年度から進め、これらが連携して地域の大学等の活動を行うことを支援する。（文部科学省、経済産業省）

### 3. 大学等の知的財産実務を円滑化する

①大学と海外企業との間での国際的な共同研究契約等において生じる紛争を防止するため、契約の際の留意事項に関する調査結果に基づき、大学が国際的な共同研究契約を結ぶ際に活用できるよう、平成19年度中に、研修等を通じて普及を図る。（文部科学省）

②平成19年度も引き続き、大学等に対し、国際的共同研究等を行う際に留意すべき各種規制（外為法等）について周知するとともに、輸出管理に関しては、大学等の研究者向けのパンフレットの作成・配布や説明会の開催、相談窓口での対応等により、研究者等の意識向上を図る。（文部科学省、経済産業省）

③平成19年度から、大学等における輸出管理体制の整備や管理の促進のために必要な課題や方策について調査研究を行うとともに、大学関係者の協力を得つつ、大学等を対象とした輸出管理に関するガイドラインを作成し、周知する。（文部科学省、経済産業省）

- ④共同研究等にポストドクターや院生・学生が参加した場合の知的財産権の帰属や守秘義務等について、大学等がルールを整備するうえで参考となる事例や留意点等を整理した基本的考え方を平成19年度中にとりまとめ、周知する。（文部科学省）
- ⑤平成19年度中に、大学技術移転協議会等の協力を得て、大学等の知的財産活動において懸案となっている事例（共同出願契約、有体物の提供契約等）とその解決の方策を検討し情報交換する場を提供するとともに、国として取り組む事項がある場合は必要な措置を講ずる。（文部科学省、経済産業省）

#### 4. ソフトウェア等の活用を促進する

- ①大学の知的財産である最先端ソフトウェアの開発・流通・活用は、産業競争力強化のための重要な課題であり、平成19年度中に、产学が連携してソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組みや人材育成等の課題を検討し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。（文部科学省、経済産業省）
- ②特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知的財産全般についての大学研究者等の認識向上を図るため、これら知的財産の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を平成19年度中に収集し、広く提供する。（文部科学省）
- ③大学等において開発されたソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、平成19年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルールの策定や円滑な管理を促進する。（文部科学省）

## 5. 知的財産人材を育成する

- ①国際的な产学官連携などの大学の戦略的な知的財産活動を強化するため、平成19年度も引き続き、大学等において、科学技術に詳しく、海外での訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知的財産専門人材の育成・確保を支援する。（文部科学省、関係府省）
- ②大学や大学院における知的財産に関する授業の様々な形態別の実施状況や課題を平成19年度中に調査し、内外の大学等との提携を含め、知的財産教育が広く普及することを促進する。（文部科学省）
- ③平成19年度も引き続き、ポストドクター等の若手研究人材に対してTLO、大学知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等でOJTの研修等を通じて知的財産を事業に結び付けるための能力開発を行う取組みを支援する。（文部科学省、経済産業省、関係府省）
- ④各大学において、より実践的な研究人材など、知的基盤社会を多様に支える高度専門人材を产学の協働で育成するため、平成19年度も単位認定を前提とした長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進する。（文部科学省、関係府省）
- ⑤平成19年度も引き続き、産官学の連携や相互協力等による知的財産人材の育成のための取組みを促進する。また、民間機関による知的財産人材の育成のための研修をはじめ、知的財産に関する研究助成、表彰など様々な取組みを促す。（文部科学省、経済産業省、関係府省）

### III. ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用

#### (基本認識)

ライフサイエンス分野においては、一つの基本特許により製品や方法を独占できる場合が多く、また、発明から事業化までに長い期間とリスクの高い大きな投資を必要とするため、特許は研究開発や製品開発を促進し、その成果をイノベーションにつなげるうえで重要な役割を果たしている。このため、基本特許につながる基礎的な研究の強化を前提にしつつ、戦略的な知的財産の権利取得と活用を促進する必要がある。

大学等の知的財産活動の観点から見ると、この分野は基本特許につながる発明を選別して特許出願し、国際的に権利取得していく必要性が高く、有体物の管理・提供業務も増加傾向にある。こうした知的財産活動を支えていくためには、先端技術と知的財産に精通した専門人材の育成・確保を含め、大学等の体制整備を支援していく必要がある。

また、この分野では、研究において使用される遺伝子改変動植物などに関する特許の使用の円滑化が喫緊の課題であり、そのための実務運用の確立が求められているほか、先端技術を適切に保護するために、特許審査実務の明確化や大学等の研究者等の理解促進が求められている。

こうした認識に基づき、ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用を促進するため、以下の施策を講ずることとする。

#### 1. 研究における特許の使用を円滑化する

- ①「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許<sup>(注5)</sup>の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日 総合科学技術会議）において、指針の普及等のために関係府省が取り組むとされた事項

（本指針の周知等、研究開発の公募における対応、対価に関する実務の支援、大学等における体制等の整備、フォローアップ）について、平成19年度から、本指針やO E C D ガイドラインの考え方の国際的な普及を含め、各事項の内容に応じて速やかに必要な措置を講ずる。（総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、関係府省）

- ②リサーチツール特許の使用を促進するため、平成19年度以降、大学等や民間企業が所有し供与可能なりサーチツール特許や特許に係る有体物等について、その使用促進につながる情報（リサーチツールの種類、特許番号、使用条件、ライセンス期間、ライセンス対価（参考となる過去の対価実績）、支払条件、交渉のための連絡先等を含む。）を公開し、一括して検索を可能とする統合データベースを構築する。（総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係府省）
- ③平成18年5月に策定した「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」及び上記①の指針による効果等を注視しつつ、平成19年度以降、大学等や民間企業の試験・研究で用いられる特許権の特許法上の取扱いについて、国際的な議論の動向や各国の対応等を踏まえて検討し、必要に応じて法改正を含めた措置を講ずる。（経済産業省）

## 2. 大学等の体制の強化と人材の育成・確保を図る

- ①ライフサイエンス分野における知的財産の戦略的な権利取得や活用を推進するため、平成19年度以降、この分野に特有な問題に対応した知的財産の管理・活用のモデルとなる大学等による、先端技術や知的財産の取扱いに精通する専門人材の育成・確保や体制の整備のための取組みを促進する。（文部科学省）

### **3. 有体物の円滑な管理を促進する**

- ①研究開発成果としての有体物の大学等における管理体制やルール整備等の状況について、平成19年度中に調査研究を行い、大学等が有体物を円滑に管理するための参考となる事例等について公表する。(文部科学省)
- ②大学等が所有する有体物を海外や国内に提供し、又は受け入れる場合の契約や手続きに関し、円滑な提供・受入れに資するための留意事項や参考事例について、平成19年度中に調査研究を行い、大学等に周知する。(文部科学省)

### **4. 特許の審査基準を明確化する**

- ①ライフサイエンス分野における発明の特許性の判断について、大学の研究者や知的財産関係者等による理解の促進に資するため、知的財産高等裁判所の判決を含めた事例集を平成19年度中に作成し、公表する。(経済産業省)
- ②平成19年度から、大学等の研究者や知的財産関係者を対象として、ライフサイエンス分野の特許の審査基準や事例集を用いた説明会を行うとともに、出願人の要望に応じて特許出願の審査を地方で行う巡回審査を実施する。(経済産業省、関係府省)
- ③いわゆる機能性食品等に関する用途発明について、研究開発の動向や平成18年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況、国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護のあり方を権利範囲を含め、平成19年度中に関係業界と議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。(経済産業省)

④平成19年度も引き続き、平成17年4月に改訂された特許審査基準による医療機器の作動方法及び医薬の投与量・投与間隔等の技術について運用状況等を注視する。また、平成19年度以降、先端医療分野における技術動向やその特許保護に関する国際的な議論の動向について、継続的な情報の収集、分析に努める。(総合科学技術会議、経済産業省、関係府省)

## 5. 微生物等の寄託制度の運用を円滑化する

①微生物等(動植物の細胞を含む)に関する発明のうち、特許出願の明細書の記載のみではその微生物等を製造できない場合に微生物等を寄託する制度について、特許取得のための寄託の要否を明確化するための事例集を平成19年度中に作成し、公表する。(経済産業省)

②特許出願人が寄託した微生物等を寄託機関が他者に分譲する場合に、分譲を受けた者が当該微生物等を使用するにあたり留意すべき使用条件等を平成19年度中に、特許出願人や分譲を受ける者等に周知する。(経済産業省)

③微生物等の寄託制度の合理的な運用を図るため、平成19年度から、海外の寄託制度の運用状況、国際寄託機関として担保すべき要件等について、制度利用者を含めて調査研究を行い、その結果に応じ可能な制度整備を行う。(経済産業省)

### (注5) リサーチツール特許

この指針では、リサーチツール特許とは、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する特許をいう。(実験動植物、細胞株、スクリーニング方法など)



## 知的財産戦略専門調査会名簿

(議員)

会長	相澤益男	総合科学技術会議議員
	薬師寺泰蔵	同
	本庶佑	同
	奥村直樹	同
	庄山悦彦	同
	原山優子	同
	郷通子	同
	金澤一郎	同

(専門委員)

秋元浩	武田薬品工業株式会社常務取締役
荒井寿光	知財評論家、東京中小企業投資育成株式会社特別参与
井上由里子	神戸大学法学研究科教授
岡田依里	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
小寺山亘	九州大学理事、副学長、知的財産本部長
澤井敬史	NTTアドバンステクノロジ知的財産事業本部長
竹岡八重子	弁護士、光和総合法律事務所
西山徹	味の素株式会社副社長
野間口有	三菱電機株式会社取締役会長 経団連知的財産委員会委員長
本田圭子	株式会社東京大学TLO取締役、弁理士
松見芳男	伊藤忠商事株式会社執行役員先端技術戦略研究所長
三原秀子	株式会社帝人知的財産センター代表取締役社長
森下竜一	大阪大学医学系研究科寄附講座教授 アンジェスエムジー取締役
山本平一	奈良先端科学技術大学院大学特任教授、学長特別顧問
横山浩	(独)産業技術総合研究所ナノテクノロジー研究部門長
渡部俊也	東京大学国際・产学共同研究センター長 (社)日本知財学会事務局長